

静岡県立大学無料職業紹介業務運営規程

平成 29 年 3 月 28 日 規程 174 号

(目的)

第 1 条 この規程は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づき、静岡県立大学長（以下「学長」という。）が行う無料職業紹介事業（以下「職業紹介」という。）に関し、業務運営上必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「学生等」とは、静岡県立大学の各学部（短期大学部を含む。）の学生及び卒業した者（卒業後 1 年以内の者に限る。）、並びに大学院の学生及び修了した者（修了後 1 年以内の者に限る。）及び本学を退学した者（退学後 1 年以内の者に限る。）をいう。
- (2) 「職業紹介業務担当者」とは、静岡県立大学において職業紹介に関する業務を担当する者をいう。
- (3) 「個人情報」とは、職業紹介業務の目的の達成に必要な学生等の個人情報をいう。
- (4) 「求人者」とは、学生等の採用を予定している企業等をいう。
- (5) 「求職者」とは、学生等のうち、就職を希望する者をいう。

(職業紹介の対象)

第 3 条 学長は、学生等に職業紹介を行う。

(職業紹介業務担当者)

第 4 条 学長は、職業紹介業務担当者を、職員の中から選任する。

(学生等の個人情報の収集及び管理)

第 5 条 学長は、学生等の個人情報を収集する必要があるときは、当該学生等から収集しなければならない。ただし、本人の同意がある場合、その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 学長は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。個人情報を取り扱うことができる者については、別に定める。

(求人者の申込み)

第 6 条 職業紹介業務担当者は、学生等に係る全ての求人者の申込みを受け付ける。ただし、その申込みの内容が法第 5 条の 5 ただし書及び青少年の雇用の促進等に関する法律第 11 条に規定する事項に該当するものについては、この限りでない。

2 求人者は、求人者の申込みに当たり、職業紹介業務担当者に求人票を提出するものとする。

(求職の申込み)

第7条 職業紹介業務担当者は、求職者のいかなる求職の申込みも、これを受け付ける。ただし、その申込みの内容が法第5条の6第1項ただし書に規定する事項に該当するものについては、この限りでない。

2 求職者は、求職の申込みに当たり、職業紹介業務担当者に就職(進路)登録票等を提出するものとする。

(求人内容の周知)

第8条 求職者に対する求人内容の周知は、第6条第2項の規定により提出のあった求人票の写しの掲示等により行う。

(求職者の紹介)

第9条 職業紹介業務担当者は、求職者に対してはその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めるものとする。

2 職業紹介業務担当者は、法第20条に規定する事業所に対して、職業紹介をしてはならない。

(その他職業紹介業務担当者の責務)

第10条 職業紹介業務担当者は、求職者又は求人者に対して、職業紹介を公平に行い、優先的又は差別的な取扱いをしてはならない。

2 職業紹介業務担当者は、公共職業安定機関等と連携し、求職者及び求人者に必要な雇用情報等の提供に努めるものとする。

3 職業紹介業務担当者は、その取扱いに係る職業紹介の状況について、公共職業安定所等行政機関からの指示に基づき報告するものとする。

4 この規程に定めるもののほか、職業紹介に関する業務の運営については、職業安定法等の関係諸法令の定めるところによる。

(事務)

第11条 職業紹介業務に関する事務は、キャリア支援室及び分室において処理する。

附 則

この規程は、平成29年3月28日から施行する。